

県民交通災害共済見舞金の請求手続き

◎必要な書類

交通事故証明書の**ある**事故

1. 交通事故証明書（有料）※コピー可
（発行手数料：1,000円）
【自動車安全運転センター発行】
2. 診断書（有料）もしくは
施術証明書（有料）※コピー可
（病院等へ請求。3日以上入院・通院日数が確認できるもの。事故原因に交通事故の記載あり）
3. 診療報酬明細書 ※コピー可
（病院へ請求。通院実日数内訳が確認できるもの。接骨院等の場合は2のみで可）
4. 運転免許証（保持者のみ）
5. 会員証
6. 印鑑

交通事故証明書の**ない**事故

1. 交通事故申立書
（自分で記入。目撃者の証明は
家族以外の者にしてもらうこと）
2. 診断書（有料）もしくは
施術証明書（有料）※コピー可
（病院等へ請求。3日以上入院・通院日数が確認できるもの。事故原因に交通事故の記載あり）
3. 診療報酬明細書 ※コピー可
（病院へ請求。通院実日数内訳が確認できるもの。接骨院等の場合は2のみで可）
4. 運転免許証（保持者のみ）
5. 会員証
6. 印鑑

◎注意点

- ①. 事故日の翌日から必ず2年以内にご請求ください。
（平日の午前9時から午後5時まで、家族受付可。未成年の場合本人のみでの請求はできません。必ず親権者の同席もしくは親権者の方が請求を行ってください。）
- ②. 交通事故証明書のない事故は、8日以上通院・入院で支給上限になります。（9等級：3万円）
- ③. 交通事故証明書と診断書、施術証明書、診療報酬明細書は、他の保険請求で使用したものがあれば、流用できる可能性があります。（保険会社等からコピーを取り寄せることが可能）
- ④. 診断書は通院実日数の内訳（何月何日に通院したか）がわかるもの（診療報酬明細書）を必ず提出してください。
- ⑤. 2カ所以上の医療機関から診断書を請求する場合は、見舞金等級区分が上位に移行することを確認してからにしてください。
- ⑥. 事故が物件事故扱いの場合、保険会社等からの「保険金支払い証明書」等の資料が必要になりますのでご了承ください。

問い合わせ先

市役所 消防防災課 ☎43-8309（直通）